

○文部科学省告示第六十二号

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条において準用する学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条第一項の規定に基づき、夜間学校給食実施基準（昭和三十一年文部省告示第二十八号）の全部を改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

文部科学大臣 塩谷 立

夜間学校給食実施基準

（夜間学校給食の実施回数等）

第一条 夜間学校給食（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第二条に規定する「夜間学校給食」をいう。以下同じ。）は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の夕食時に実施されるものとする。

2 前項の夕食時は、生徒の健康及び教育に支障がないよう定められなければならない。

（生徒の個別の健康状態への配慮）

第二条 夜間学校給食の実施に当たっては、生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に配慮するものとする。

（夜間学校給食に供する食物の栄養内容）

第三条 夜間学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、別表に掲げる生徒一人一回当たりの夜間学校給食摂取基準とする。

別表(第三条関係)

生徒一人一回当たりの夜間学校給食摂取基準

| 区 分 | 基 準 値 |
|-------------------------|------------------------------|
| エネルギー (kcal) | 810 |
| たんぱく質 (g) | 28 |
| 範 囲 ※1 | 19～35 |
| 脂 質 (%) | 学校給食による摂取エネルギー全体の 25%～30% |
| ナトリウム(食塩相当量)(g) | 3未満 |
| カルシウム (mg) | 380 |
| 目 標 値 ※2 | 490 |
| 鉄 (mg) | 4 |
| ビタミンA (μgRE) | 210 |
| 範 囲 ※1 | 210～630 |
| ビタミンB ₁ (mg) | 0.5 |
| ビタミンB ₂ (mg) | 0.6 |
| ビタミンC (mg) | 33 |
| 食物繊維 (g) | 7.5 |

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。

マグネシウム・・・160mg

亜 鉛・・・ 3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

※1 範 囲・・・示した値の内に納めることが望ましい範囲

※2 目標値・・・摂取することがより望ましい値